

令和7年度 奈良県幼保連携型認定こども園審議会
議事概要

- 1 日 時：令和8年2月25日（水）14：00～16：30
- 2 場 所：奈良県経済倶楽部ビル3階会議室
- 3 出席者：清水益治会長、清川かつ美委員、和田江利子委員、吉村ひろみ委員、谷野芳枝委員
- 4 議 題：幼保連携型認定こども園の認可について（4園）
- 5 公開または非公開の別：非公開
(理由：審議会等の会議の公開に関する指針3のイに該当)

6 審議内容

① 幼保連携型認定こども園 信貴幼稚園の設置認可について

1. 名 称 幼保連携型認定こども園 信貴幼稚園
2. 所 在 地 奈良県生駒郡三郷町三室1-3-33
3. 設 置 者 学校法人 日本橋学園
4. 開設時期 令和8年4月1日（予定）

[意見]

- ・園長及び副園長について特例によらない任命基準を満たすように努めること。
 - ・カリキュラムマネジメントを実施し、全体的な計画（教育課程）や指導計画をさらに適切なものにする
- こと。
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第10条に基づき、教育・保育要領を遵守した保育を展開すること。

② 幼保連携型認定こども園 平群北幼稚園の設置認可について

1. 名 称 幼保連携型認定こども園 平群北幼稚園
2. 所 在 地 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘1-3-21
3. 設 置 者 学校法人 日本橋学園
4. 開設時期 令和8年4月1日（予定）

[意見]

- ・副園長について特例によらない任命基準を満たすように努めること。
- ・カリキュラムマネジメントを実施し、全体的な計画（教育課程）や指導計画をさらに適切なものにする
こと。
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 10 条に基づき、教育・
保育要領を遵守した保育を展開すること。

③ 幼保連携型認定こども園 華表こども園の設置認可について

1. 名 称 華表こども園
2. 所 在 地 奈良県葛城市南藤井 92 番地 1
3. 設 置 者 社会福祉法人 藤華会
4. 開設時期 令和 8 年 4 月 1 日（予定）

[意見]

- ・園長、副園長、教頭については特例によらない任命基準を満たすように努めること。
- ・カリキュラムマネジメントを実施し、全体的な計画（教育課程）や指導計画をさらに適切なものにする
こと。
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 10 条に基づき、教育・
保育要領を遵守した保育を展開すること。

④ 幼保連携型認定こども園 レイモンドヴィレッジこども園の設置認可について

1. 名 称 レイモンドヴィレッジこども園
2. 所 在 地 奈良県生駒郡三郷町立野北 3 丁目 12-5
3. 設 置 者 社会福祉法人 檸檬会
4. 開設時期 令和 8 年 4 月 1 日（予定）

[意見]

- ・園長について特例によらない任命基準を満たすように努めること
- ・カリキュラムマネジメントを実施し、全体的な計画（教育課程）や指導計画をさらに適切なものにする
こと。
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 10 条に基づき、教育・
保育要領を遵守した保育を展開すること。